

## 飼料穀物備蓄対策事業実施要領

平成 28 年 4 月 1 日付け 27 生畜第 1991 号 農林水産省生産局長通知  
一部改正 平成 29 年 3 月 31 日付け 28 生畜第 1585 号  
平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生畜第 1567 号  
令和 2 年 4 月 1 日付け 元生畜第 1663 号  
令和 3 年 4 月 1 日付け 2 生畜第 2038 号

### 第 1 趣旨

飼料穀物備蓄対策事業（以下「本事業」という。）の実施については、飼料穀物備蓄対策事業実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 生畜第 1984 号農林事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び飼料穀物備蓄対策事業費補助金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 生畜第 1989 号農林事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

### 第 2 定義

- 1 この要領において「事業実施主体」とは、実施要綱第 4 の 1 に規定する者をいう。
- 2 この要領において「備蓄用飼料穀物」とは、備蓄を目的として事業実施主体が保管する飼料穀物をいう。
- 3 この要領において「備蓄台帳」とは、事業実施主体が、備蓄用飼料穀物の備蓄場所及び備蓄数量を把握するために整備する日報をいう。
- 4 この要領において「備蓄計画数量」とは、事業実施主体が、不測の事態の発生時における事業の継続のため、飼料穀物の品目ごと及び地域ごとに事業実施計画に記載する数量をいう。
- 5 この要領において「供給不足地域」とは、輸出国の凶作等による国際供給力の激変、港湾ストライキ、国内における災害等不測の事態の発生により配合飼料の供給が困難となり、畜産経営への悪影響が現に生じ、又は生じるおそれがある地域をいう。

### 第 3 事業実施主体の要件等

実施要綱別表の事業実施主体欄の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める要件は、事業種類ごとに次に掲げるとおりとする。

#### 1 飼料穀物備蓄支援事業

実施要綱第 1 の配合飼料製造業者等であって、第 4 の 1 の規定に基づき事業継続計画を策定し、不測の事態の発生の際、当該計画に基づき畜産を営む者への安定供給を行うもの。

#### 2 配合飼料緊急運搬事業

1 の事業を実施する事業実施主体であること。

#### 3 配合飼料安定供給連携支援事業

配合飼料製造業者等及びその関係者が組織する協議会であって、次に掲げる全ての要件をみたすもの。

- (1) 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、次に掲げる事項に係る規約・規定（以下「規約等」という。）が定められていること。
- ア 協議会の代表者及び意思決定の方法
  - イ 事務・会計の処理方法及びその責任者
  - ウ 財産管理の方法
  - エ 公印の管理・使用及びその責任者
  - オ 内部監査の方法等を明確にした協議会の運営
  - カ アからオまでのほか、協議会の運営に関して必要な事項
- (2) 規約等において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

#### 第4 事業実施計画

##### 1 事業実施計画の作成及び承認

実施要綱第5の1に定める事業実施計画については、事業種類ごとに下表に掲げる様式により作成し、生産局長に提出して、その承認を受けるものとする。

事業種類	事業実施計画
(1) 飼料穀物備蓄支援事業 及び配合飼料緊急運搬事業	別記様式第1号（承認申請書） 別記様式第2号（事業継続計画） 別記様式第3号（備蓄実施計画） 別記様式第4号（緊急運搬計画）
(2) 配合飼料安定供給連携支援事業	別記様式第5号の1（承認申請書及び事業実施計画）

##### 2 事業実施計画の変更

- (1) 事業実施主体は、実施要綱第5の2の(1)に基づき事業実施計画を変更する場合は、1の規定に準じて書類を添付した上で、変更後の事業実施計画を生産局長に提出し、変更の承認を受けるものとする。
- (2) 生産局長は、飼料穀物の需給状況の変化等の事由により配合飼料の安定供給を図る上で必要と認める場合は、事業実施計画の変更を承認するものとする。
- (3) 実施要綱第5の2の(2)の規定により生産局長が別に定める事業実施計画の重要な変更は、次に掲げる変更とし、1の規定に準じて書類を添付した上で変更後の事業実施計画を生産局長に提出し、変更の承認を受けるものとする。
- ア 事業の中止又は廃止
  - イ 事業費の30パーセントを超える増減

##### 3 事業の着手

- (1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定後に着手するものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、生産局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第5号の2により、生産局長に提出するものとする。
- (2) (1)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、事業について、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着手するものとする。また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- (3) (1)のただし書により交付決定前に着手する場合については、生産局長は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

## 第5 備蓄予定場所

- 1 第4の1の(1)の備蓄実施計画に定める備蓄予定場所は、備蓄用飼料穀物の備蓄数量の確認が可能な、次に掲げる倉庫等とする。
  - (1) 公益社団法人配合飼料供給安定機構（以下「機構」という。）の利子補給を受けて、機構が所有する飼料用とうもろこし及びこうりゃんを保管することを目的として建設されたサイロであって、その処分制限期間（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条の別表による処分制限期間又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。）を超過していないもの（以下「指定サイロ」という。）
  - (2) 倉庫業法（昭和31年法律第121号）第3条の規定に基づき国土交通大臣に登録を行った者が保有する倉庫のうち、指定サイロ以外のもの（以下「営業サイロ等」という。）
  - (3) 事業実施主体又は事業実施主体の構成員（以下「事業実施主体等」という。）が所有するサイロ、原料タンク等であって、測尺により実在庫数量を確認できるもの（以下「自社サイロ等」という。）
- 2 事業実施主体は、指定サイロを備蓄予定場所とするよう努めるものとする。

## 第6 備蓄実績の確認及び報告

- 1 備蓄台帳の整備等  
事業実施主体等は、備蓄用飼料穀物の備蓄数量を確認できるよう別記様式第6号又は備蓄数量が確認できるものとして生産局長が認める様式により、備蓄台帳を整備するものとする。
- 2 備蓄数量報告  
事業実施主体は、毎月末の備蓄数量を備蓄実施報告（別記様式第7号）に取りまとめ、翌月の15日（ただし、3月分は4月10日とする。）まで

(当該期間の末日が行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に該当する場合は、その直前の開庁日までとする。以下同じ。)に、生産局長に提出する。

## 第7 保管経費の請求・支払

### 1 保管経費の請求等

#### (1) 請求金額の算出及び保管経費計算書の作成

事業実施主体は、1日から10日までを上期、11日から20日までを中期、21日から月末までを下期として、次の算式により請求金額を算出し、保管経費計算書(別記様式第8号)を作成する。

また、補助対象数量は、備蓄計画数量から第8の1による備蓄用飼料穀物を活用した数量を控除したものとする。ただし、備蓄予定場所の備蓄数量が備蓄計画数量を下回る場合は、備蓄数量を補助対象数量とする。

なお、特に効率的な輸入が可能であって、防災機能を有することにより災害時における早期の復旧が期待される港湾における備蓄を促進する観点から、別表1に定める拠点・防災備蓄分の保管費については、補助率 $1/3$ 、拠点・防災備蓄分以外の通常備蓄分の保管費については、補助率 $5/17$ とする。

請求金額＝通常備蓄分補助額(①)＋拠点・防災備蓄分補助額(②)＋金利相当補助額(③)

- ① 通常備蓄分補助額＝(補助対象数量(A)× $P1 \times 5/17$ )＋  
(補助対象数量(B)× $P1 \times 5/17$ )＋  
(補助対象数量(C)× $P1 \times 5/17$ )
- ② 拠点・防災備蓄分補助額＝(補助対象数量(A)× $P1 \times 1/3$ )＋  
(補助対象数量(B)× $P1 \times 1/3$ )＋  
(補助対象数量(C)× $P1 \times 1/3$ )
- ③ 金利相当補助額＝(補助対象数量(A)× $P2$ )＋  
(補助対象数量(B)× $P2$ )＋  
(補助対象数量(C)× $P2$ )

補助対象数量(A)：各月1日の補助対象数量

補助対象数量(B)：各月11日の補助対象数量

補助対象数量(C)：各月21日の補助対象数量

$P1$ ：第4の1の規定により、生産局長の承認を受けた事業実施計画に記載された保管料単価※を $P1$ に当てはめて算定する。

※ 国が支払う備蓄用飼料穀物に係る保管料単価は、級地別、品目別で加重平均した平均単価が別表2の品目別基準単価を超えないものとする。ただし、第4の1の規定に基づく事業継続計画上、その場所での保管が不可欠であると生産局長が認める場合には、この限りではない。

また、保管料が設定されていない自社サイロ等については、本事業の実施により生ずるものが明確に区分できる経費で、かつ、証拠書類によって金額等が確認できる光熱費、保守管理費等を補助対象とする。

P 2：実施要綱別表の1の事業の補助率欄の規定により生産局長が別に定める相当定額は、別表3のとおりとし、該当する単価をP 2に当てはめて算定する。

(2) 備蓄予定場所が複数存在する場合の請求金額の算出

備蓄予定場所が複数存在する場合の請求金額は、次のとおり、場所ごとに補助対象数量を設定（場所ごとの補助対象数量の合計が、事業実施主体の補助対象数量となる。別紙「保管経費の算定方法」を参照。）し、（1）の算式によりそれぞれの備蓄予定場所の請求金額を算出した上で、合算する。

ア 指定サイロの備蓄数量（当該倉庫が複数ある場合は、複数の倉庫の備蓄数量の和をいう。以下同じ。）が、補助対象数量以上の場合は、補助対象数量全てを指定サイロに割り当てる。なお、指定サイロが複数ある場合には、当該補助対象数量をそれぞれの指定サイロの備蓄数量により按分して、指定サイロごとの補助対象数量を定める。

イ 指定サイロの備蓄数量が、補助対象数量未満である場合は、指定サイロの備蓄数量全てを補助対象数量とする。

この場合、補助対象数量から指定サイロの備蓄数量を控除した量（以下「指定サイロ控除済補助対象数量」という。）が、営業サイロ等の補助対象数量となるよう、次のとおり営業サイロ等ごとの補助対象数量を定める。

(ア) 営業サイロ等の備蓄数量（当該倉庫が複数ある場合は、複数の倉庫の備蓄数量の和をいう。以下同じ。）が指定サイロ控除済補助対象数量以上の場合は、指定サイロ控除済補助対象数量を営業サイロ等の補助対象数量とする。なお、営業サイロ等が複数ある場合には、指定サイロ控除済補助対象数量をそれぞれの営業サイロ等の備蓄数量により按分して、営業サイロ等ごとの補助対象数量を定める。

(イ) 営業サイロ等の備蓄数量が指定サイロ控除済補助対象数量未満の場合は、営業サイロ等の備蓄数量全てを補助対象数量とする。この場合、指定サイロ控除済補助対象数量から営業サイロ等の備蓄数量を控除した量（以下「営業サイロ等控除済補助対象数量」という。）が、自社サイロ等の補助対象数量となるよう、次のとおり自社サイロ等ごとの補助対象数量を定める。

(a) 自社サイロ等の備蓄数量（当該倉庫が複数ある場合は、複数の倉庫の備蓄数量の和をいう。以下同じ。）が営業サイロ等控除済補助対象数量以上の場合は、営業サイロ等控除済補助対象数量を自社サイロ等の補助対象数量とする。なお、自社サイロ等が複数ある場合には、営業サイロ等控除済補助対象数量をそれぞれの備蓄数量により按分して、自社サイロごとの補助対象数量を定める。

(b) 自社サイロ等の備蓄数量が営業サイロ等控除済補助対象数量未満の場合は、自社サイロ等の備蓄数量全てを補助対象数量とする。

- (3) 複数の品目の飼料穀物を備蓄する場合の請求金額の算出  
複数の品目の飼料穀物を備蓄する場合は、品目ごとに(1)及び(2)に基づき保管経費を算出した上で、合算する。

(4) 保管経費の請求

事業実施主体は、交付要綱第13の規定に基づき、第1四半期から第3四半期までの最終月の翌月15日までに、品目ごとに次に掲げる書類を飼料穀物備蓄対策事業費補助金概算払請求書(以下「概算払請求書」という。)に添付の上、大臣官房予算課経理調査官(官署支出官)に対し、概算払請求することができる。

また、交付要綱第14の規定に基づき、事業実施年度の翌年度の4月10日までに、品目ごとに次に掲げる書類を飼料穀物備蓄対策事業費補助金実績報告書(以下「実績報告書」という。)に添付の上、大臣官房予算課経理調査官(官署支出官)に対し、精算払請求するものとする。

- ① 備蓄台帳(写)(第6の2に基づき報告し、第10の1の(2)のイの規定に基づく確認を受けたものに限る。)
- ② 保管経費計算書(写)(第7の1に基づき作成したもの。)
- ③ 請求書(写)

2 請求書の審査及び支払

大臣官房予算課経理調査官(官署支出官)が、1の(4)の規定に基づき保管料経費の概算払請求及び精算払請求を受けた場合は、生産局長が提出された概算払請求書又は実績報告書、及び添付された関係書類の内容を審査の上、農林水産大臣から通知を受けた交付決定額の範囲内、かつ、第4の1の規定により生産局長の承認を受けた事業実施計画に記載された年間補助対象数量に係る補助金額の範囲内において、大臣官房予算課経理調査官(官署支出官)が支払を行う。

第8 備蓄用飼料穀物の活用手続

1 事業実施主体は、事業継続計画に基づき、備蓄用飼料穀物を活用することにより次のいずれかの事態が生じることが見込まれる場合には、事前に、備蓄用飼料穀物の活用品目、数量、期間及び活用理由を記載した備蓄活用申請書(別記様式第9号の1)を、生産局長に提出する。

(1) 備蓄予定場所の備蓄数量の合計が月末に備蓄計画数量の合計より下回る事態

(2) 備蓄計画上の同一地域の備蓄数量が月末に当該地域の備蓄計画数量の50%(基準数量)を下回る事態

2 生産局長は、1の規定により、備蓄活用申請書が提出された場合は、第4の1の事業継続計画と整合性があるか否かについて審査する。

3 生産局長は、2の審査の結果、備蓄活用申請書の内容が適当であると認める場合は、その活用を承認するものとする。

4 生産局長は、事業実施主体から備蓄活用申請書の提出がなく、かつ、月末備蓄数量が備蓄計画数量を下回った場合及び2の審査の結果、備蓄活用

申請書の内容が不適當であると認める場合は、交付要綱第 17 の規定に基づき、当該事業実施計画に係る補助金の交付決定の取消しを行い、当該年度に事業実施主体に支払った補助金を全額返納させるものとする。

- 5 事業実施主体は、備蓄活用申請書の承認後、やむを得ない事由により、活用の期間、数量等を変更する必要がある場合は、備蓄活用変更申請書（別記様式第 9 号の 2）を生産局長に提出し、生産局長が備蓄活用申請書の変更が適當であると認めた場合に限り、変更できるものとする。

## 第 9 配合飼料緊急運搬事業の実施

### 1 事業の実施手続

- (1) 事業実施主体は、不測の事態の発生により供給不足地域が生じた場合は、実施要綱第 5 の 1 の規定により生産局長の承認を受けた事業実施計画に基づき、配合飼料緊急運搬実施計画（別記様式第 10 号）を策定し、生産局長に提出する。
- (2) 生産局長は、(1) により提出された配合飼料緊急運搬実施計画が第 4 の 1 の事業継続計画及び緊急運搬計画と整合性があるか否かを審査する。
- (3) 生産局長は、(2) の審査の結果、配合飼料緊急運搬実施計画が適當であると認める場合は、承認するものとする。
- (4) 実施要綱別表の 2 の (1) 及び (2) の事業の補助率欄の規定により生産局長が別に定める相当定額は、別表 4 のとおりとする。また、実施要綱別表の 2 の (3) の事業の補助対象経費は、クレーン等（移動式クレーン、デリック、つり上げ機械を含む）の借上げに要した掛かり増し経費のうち本事業の対象として明確に区分できるものであつて、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、実施要綱別表の 2 の (3) の事業の補助率欄の規定により生産局長が別に定める上限額は、一日当たり 5 万円とする。

### 2 事業の実施

事業実施主体は、事業に着手する場合は、原則として交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情によるときは、第 4 の 3 の (1) に基づき、交付決定前着手届が提出されている場合に限り、交付決定前に着手することができるものとする。なお、この場合、事業実施主体は、別記様式第 10 号の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の日付及を記載するものとする。

### 3 事業実施輸送経費の請求・支払

- (1) 事業実施主体は、交付要綱第 13 の規定に基づき、第 1 四半期から第 3 四半期までの最終月の翌月 15 日までに、配合飼料緊急運搬事業実施状況報告書（別記様式第 11 号、以下「実施状況報告書」という。）を概算払請求書に添付の上、大臣官房予算課経理調査官（官署支出官）に対し、概算払請求することができる。

また、交付要綱第 14 の規定に基づき、事業実施年度の翌年度の 4 月 10 日までに、実施状況報告書を実績報告書に添付の上、大臣官房予算課経理調査官（官署支出官）に対し、精算払請求するものとする。

- (2) 大臣官房予算課経理調査官（官署支出官）が（1）の概算払請求及び精算払請求を受けた場合は、生産局長が提出された概算払請求書又は実績報告書、及び実施状況報告書の内容を審査の上、飼料穀物備蓄支援事業に要すると見込まれる経費との合計が農林水産大臣から通知を受けた交付決定額の範囲内、かつ、1 の（3）の規定により生産局長の承認を受けた配合飼料緊急運搬実施計画に記載された当該事業に係る補助金額の範囲内において、大臣官房予算課経理調査官（官署支出官）が支払を行う。

## 第 10 配合飼料安定供給連携支援事業の実施

### 1 事業内容

事業実施主体は、不測の事態の発生の際における配合飼料の円滑な供給を図るため、次の事業を行う。

#### (1) 配合飼料安定供給連絡会議

不測の事態の発生の際における配合飼料の安定供給を図るために必要な情報共有・連携体制構築のため、全国会議及び地域ブロック会議を行う。

#### (2) 配合飼料生産状況等調査

配合飼料の安定供給を図るために必要な情報を収集するため、次の取組を行う。

ア 配合飼料製造業者等の原料保管及び飼料製造状況の調査を行う。

イ 第 3 の 1 の事業の事業実施主体が保管する備蓄用飼料穀物の備蓄数量について、港湾運送事業法（昭和 26 年法律第 161 号）第 4 条の規定に基づき検量事業の許可を受けた者に、四半期に一度及び不測の事態の発生時等備蓄状況の確認が必要と認める場合に、備蓄予定場所の備蓄状況を確認させる。

ウ ア及びイによる調査結果を取りまとめ、生産局長に報告するとともに、必要に応じ、構成員に調査結果を共有する。

#### (3) 配合飼料の安定供給に係る優良事例調査

配合飼料の安定供給に向けた検討のために必要となる優良取組事例について、調査を行う。

#### (4) 事業継続計画に基づく取組を推進するための研修会等

事業継続計画に基づく関係者の取組を推進するため、構成員及びその関係者を対象として、事業継続計画に係る専門的知識に関する研修会、事業継続計画を効果的に運用するための模擬演習等を行う。

#### (5) 配合飼料の持続可能な流通体制の構築等に関する検討会

不測の事態の発生の際における配合飼料の安定供給を図るため、持続可能な流通体制の構築等に関する検討会を行う。

#### (6) 事業の委託



事業実施主体は、事業を効果的に実施するために必要と認められる場合に限り、事業の一部を他の民間団体等に委託することができるものとする。

## 2 補助対象経費

補助対象経費は、別表5の経費のうち本事業の対象として明確に区分できるものであって、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

## 第11 指導

生産局長は、事業実施主体が事業実施計画に基づいて事業を実施することができないおそれがあると認めた場合は、当該事業実施主体に対し、事業の履行について指導することができる。

## 第12 事業実施結果の報告

実施要綱第6に規定する事業実施結果の報告については、次に掲げるとおり、報告書を事業種類ごとに指定する様式により作成し、生産局長に提出して行うものとする。

- (1) 飼料穀物備蓄支援事業及び配合飼料緊急運搬事業 別記様式第12号
- (2) 配合飼料安定供給連携支援事業 別記様式第13号

## 第13 備蓄用飼料穀物の活用、運搬及び関係者間の連携指示

生産局長は、不測の事態の発生により、配合飼料の供給が不足する事態が発生し、又は発生するおそれが生じた場合、事業実施主体が備蓄する備蓄用飼料穀物の活用、備蓄用飼料穀物又は事業実施主体が保有する飼料穀物により製造した配合飼料の緊急運搬及び配合飼料の安定供給に向けた関係者間の連携その他必要な措置を指示することができる。

## 附 則

(施行期日)

この通知は、平成28年4月1日から施行する。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

別表1 拠点・防災備蓄分

実施要領第7に規定する拠点・防災備蓄分とは、国際バルク戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾のうち大型船が入港可能な港湾のうち、飼料穀物の備蓄実績があり、かつ、飼料穀物備蓄対策事業開始時点で飼料穀物の備蓄に資する港湾BCPを策定している次に掲げる港湾における備蓄とする。

区分	港湾名
国際バルク戦略港湾	釧路、鹿島、名古屋、水島、志布志
国際拠点港湾	苫小牧、仙台塩釜、千葉、清水、姫路、北九州、博多
重要港湾	八戸、鹿児島

(注) 港湾名は、国土交通省「港湾統計(年報)」による。

別表2 品目別基準単価

備蓄用飼料穀物の保管に係る保管料単価については、級地別、品目別で加重平均した平均単価が、次に掲げる品目別基準単価を超えない範囲を補助対象とする。ただし、平均単価が基準単価を超えてしまう場合であっても、理由・状況等を審査の上、事業継続計画上、当該場所における保管が不可欠であると生産局長が認めるときは、該当する保管料については補助対象とする。

	とうもろこし	こうりゃん	大麦	小麦	ふすま	大豆油かす
甲1 (円/トン・期)	186.83		185.33	186.60	181.47	212.34
甲2 (円/トン・期)	180.10		178.65	179.87	174.93	204.69
乙1 (円/トン・期)						
乙2 (円/トン・期)	175.61		174.20	175.39	170.57	199.59
丙 (円/トン・期)	171.84		170.46	171.63	166.91	195.31

※級地別の港湾は次のとおり。

甲1：千葉、名古屋(知多)、神戸、博多

甲2：小樽、仙台塩釜、門司、那覇、中城

乙1：石巻、鹿島、清水、三河、姫路、水島

乙2：釧路、苫小牧、八戸、坂出、佐世保、鹿児島

丙：十勝、釜石、新潟、衣浦、笠岡、八代、細島、志布志

注：平均単価が基準単価を超える場合には、業務継続計画上、当該場所において保管を行う理由を提出すること(様式自由)。

別表3 品目別金利相当額支援単価

備蓄飼料穀物の買入れ・保管のための資金の借入れに係る金利相当額については、保管数量に次に掲げる支援単価を乗じた額を補助することとする。

品目	とうもろこし	こうりゃん	大麦	小麦	ふすま	大豆油かす
支援単価						
通常備蓄分 (円/トン・期)	3.05		2.91	3.03	2.54	5.46
拠点・防災 備蓄分 (円/トン・期)	3.46		3.30	3.43	2.88	6.19

別表4 配合飼料輸送支援単価

1 実施要綱別表の2の(1)の経費は、配合飼料の輸送に要する経費は、輸送量に次に掲げる輸送経路、輸送距離又は傭船期間ごとの単価を乗じた額を補助することとする。

陸路	輸送距離 (km)	20 ≤ 100	≤ 200	≤ 300	≤ 400	≤ 500	≤ 600	600 <
	単価 (円/トン)	800	1,700	2,600	3,500	4,300	5,200	6,100
海路	傭船期間 (日)	1 ≤ 4	5	6	6 <			
	単価 (円/トン)	3,400	3,700	3,900	4,200			

注：陸路における輸送距離 20km 未満は対象外とし、海路における傭船期間はフェリーへの乗船日を含む。

2 実施要綱別表の2の(2)の経費は、運搬量に次に掲げる単価を乗じた額を補助することとする。

単価 (円/トン)	1,000
-----------	-------

別表 5

## 補助対象経費について

## 1 事業費

費 目	内 容	備 考
会場借料	本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
通信運搬費	本事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代として支払われる経費	切手は物品受払簿で管理すること。
借上費	本事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器等の借上げ経費	
印刷製本費	本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費として支払われる経費	
資料購入費	本事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献にかかる経費	新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
消耗品費	事業を実施するために直接必要な次の物品にかかる経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額な物品 ・ CD-ROM 等の少額な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額な器具等	消耗品は物品受払簿で管理すること。
光熱水費	本事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金として支払われる経費（基本料金を除く。）	
データ収集・処理・分析費	本事業を実施するために直接必要なデータの収集・処理・分析に必要な人件費及び指導費	

## 2 旅費

費 目	内 容	備 考
委員旅費	本事業を実施するために直接必要な会議への出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
調査旅費	本事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等にかかる経費	
講師旅費	本事業を実施するために直接必要な、研修会等で講演を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	

### 3 謝金

費目	内容	備考
謝金	本事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
原稿料	マニュアルの作成、研修会での講演等に必要原稿執筆に対する謝礼に必要な経費	

### 4 委託費

委託費	本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（事業実施主体が協議会の場合、構成員を含む。）に委託するために必要な経費	委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。補助金の額の50%未満とすること。事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。
-----	---	---

### 5 雑役務費

費目	内容	備考
手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
印紙代	事業を実施するために直接必要な委託にかかる契約書に貼付する印紙の経費	
社会保険料	本事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
通勤費	本事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う通勤の経費	

### 6 事業推進費

費目	内容	備考
事業推進事務費	本事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う取組に関する事務に係る人件費	

- 1 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。また、委託費の中に賃金が含まれている場合も同様の扱いとする。
- 2 上記の経費であっても、次の場合にあっては認めないものとする。
  1. 本事業で得られた成果物を有償で配布した場合
  2. 補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルを行った場合